解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年四月九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十一日

愛知県清須市春日天神一一〇番地

宗教法人榮寿院

清算人　林　昭碩

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年九月二日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十一日

広島市安佐北区落合一丁目四二番一〇号

医療法人とき皮ふ科医院

清算人　土岐　尚親

第二十八期決算公告

平成二十八年七月二十日現在

貸借対照表の要旨

（単位・百万円）

資産の部

流動資産	六、四七〇
固定資産	八一〇
合計	七、二八一
負債及び純資産の部	
流動負債	二、三〇七
賞与引当金	三〇八
工事損失引当金	三
製品保証引当金	〇
固定負債	一九九
株主資本	四、六四八
資本金	四六〇
資本剰余金	三三七
資本準備金	二二一
その他資本剰余金	一〇五
利益剰余金	三、八六〇
利益準備金	七三
その他利益剰余金	三、七八六
評価・換算差額等	一二六
その他有価証券評価差額金	一二六
合計	七、二八一
（注）当期純利益	四八四

平成二十八年十月十一日

東京都港区新橋六丁目一番一一号

株式会社内田洋行ＩＴソリューションズ

代表取締役　新家　俊英

配当公告

長野県長野市大字稲葉字中千田二〇一九番地五

破産者　丸小商事株式会社

右の者に対する長野地方裁判所平成二十六年(フ)第一一六号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四二九、三一六、五八五円

一、配当することのできる金額

金二四、一三六、〇四二円

平成二十八年十月十一日

長野県長野市西町五六八番地一

破産管財人　弁護士　一由　貴史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市大字大矢沢字里見一番地一、最後の住所青森市大字大矢沢字里見八〇番地三

被相続人　亡　工藤　ミヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

青森市安方二丁目九番一六号　イエスワンビル二階　いそ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　礒　裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市横手町字下飛瀬二三番地、最後の住所秋田県横手市旭川一丁目五番二六号

被相続人　亡　金子名美雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

秋田県横手市中央町六番二六号ＧＯビル二階　相続財産管理人　弁護士　外山奈央子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市城東二丁目三八番地、最後の住所茨城県水戸市見和一丁目四四九番地の一

被相続人　亡　大塚光枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

茨城県水戸市南町一丁目三番二三号　金沢ビル二階　相続財産管理人　阿久津正晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市愛宕町二一七四番地一、最後の住所茨城県水戸市ちとせ一丁目一四九八番地の八

被相続人　亡　柴　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

茨城県水戸市五軒町一丁目五番四八号司法書士中村陽一事務所

相続財産管理人　司法書士　中村　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市高根台六丁目一四五三番地四、最後の住所千葉県船橋市八木が谷二丁目二七番二五号

被相続人　亡　大槻　英二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

事務所千葉県船橋市印内町五九三―一ＮＳＴ第二ビル七階西船橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸田　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市富浦町原岡一九三番地、最後の住所千葉県南房総市富浦町原岡一九三番地

被相続人　亡　福原　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

千葉県館山市北条一〇二〇番地一　村松法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村松　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県茂原市高師四三三番地三五、最後の住所千葉県長生郡一宮町一宮三八九番地（一宮苑）

被相続人　亡　御園　せつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

事務所千葉県茂原市道表六―八　オフィスＫ二階　茂原総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神定　大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区広尾五丁目二九番地、最後の住所横浜市港北区日吉本町四丁目一〇番三―九〇一号

被相続人　亡　佐藤　光正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

横浜市中区南仲通三丁目三五番地横浜エクセレントⅢ四階Ａ二

相続財産管理人　弁護士　櫻井みぎわ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市常盤町五番地、最後の住所石川県七尾市馬出町八部三四番地四

被相続人　亡　田中　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

事務所石川県七尾市亀山町七〇番地

相続財産管理人　藤井　昭雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県敦賀市平和町二一番、最後の住所福井県敦賀市平和町二一番一八号

被相続人　亡　森野　政代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十一日

福井県敦賀市呉竹町一丁目三〇番一一号

相続財産管理人　司法書士　杉谷　英昭